

# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 第1 基本理念

本計画では、伊達市総合計画の基本構想を踏まえた上で地域包括ケアシステムの構築を実現するため、下記の基本理念を基に基本目標を定めます。

### 【基本理念】

#### 「住み慣れた地域で支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくり」

人口減少、少子高齢化の進む伊達市を見据え、高齢者が健康で「生き生き」と活躍し、介護が必要になっても住民同士、関係機関が同じ方向に向かって協働し「支え合う」ことで安心して暮らせる伊達市の実現を目指します。

## 第2 基本目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムを確立させていくことが重要であることから、次の4つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 自立した生活を続けるための介護予防・生きがいづくり支援

介護予防に関する普及啓発や専門職と連携した多様な介護予防活動に取り組みます。  
また、高齢者の持つ知識や経験、能力を発揮することで生きがいや充実感を高めることができるよう取組を進めます。

### 基本目標2 支え合って暮らせる地域づくりの推進

元気な高齢者や地域の多様な社会資源が連動し、地域ぐるみで高齢者やその家族を支えることができるよう、地域支援体制の充実を図ります。  
また、家族介護者に対する支援の充実に取り組みます。

### 基本目標3 自分らしく安心して暮らせる環境の整備

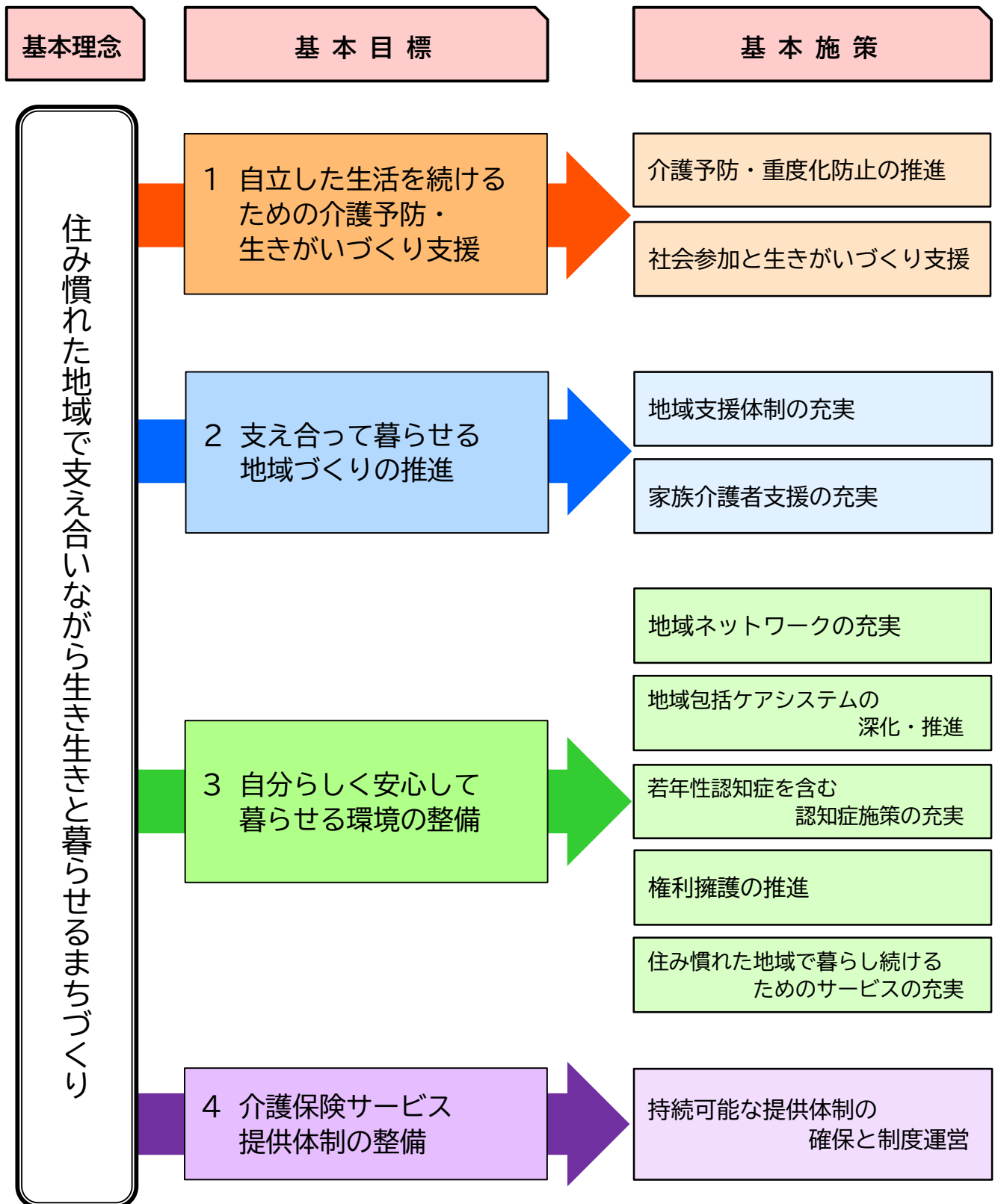
本人の意思が尊重され、自分らしくできる限り地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、在宅医療・介護をはじめとした地域の関係者のネットワークの充実、認知症施策や権利擁護の推進、在宅での暮らしを支えるサービスの充実に取り組みます。

### 基本目標4 介護保険サービス提供体制の整備

介護保険制度が市民にとって利用しやすく、持続していくことができるよう、介護給付の適正化や介護人材の確保、災害等に向けた関係機関の体制整備を行います。

### 第3 施策及び体系

本計画で定めた基本理念、基本目標を実現するための具体的な取組として施策を定めるとともに、施策の目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。



※ 権利擁護：高齢者や障がいにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、暮らしのサポート、悪徳商法への対応、虐待への対応等を行う支援活動。

基本目標	基本施策	具体的な取組
1 自立した生活を 続けるための 介護予防・生きがい づくり支援	介護予防・ 重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防グループの活動充実に向けた支援</li> <li>●ニーズに応じた多様な介護予防教室の開催</li> <li>●介護予防の普及啓発</li> <li>●リハビリ専門職との連携強化</li> <li>●保健事業と介護予防の一体的実施の推進</li> </ul>
	社会参加と 生きがいづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老人クラブの活動支援</li> <li>●長生大学、高齢者スポーツの支援</li> <li>●シルバー人材センターとの連携</li> <li>●ボランティアセンターとの連携</li> </ul>
2 支え合って暮らせる 地域づくりの推進	地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援体制の整備</li> <li>●一人暮らし高齢者等訪問サービス事業の実施</li> <li>●民生委員等と連携した高齢者世帯の見守り支援</li> <li>●災害時の援護体制の整備</li> <li>●事業者協力による高齢者等地域見守り活動（もしかしてネット）の推進</li> <li>●大滝区における地域支援</li> </ul>
	家族介護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族介護者支援の充実</li> <li>●相談支援体制の充実</li> </ul>
3 自分らしく安心して 暮らせる環境の整備	地域ネットワークの 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療と介護の連携</li> <li>●在宅医療に関する普及啓発</li> <li>●地域ケア会議の推進</li> </ul>
	地域包括ケアシステムの 深化・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センターの体制整備・連携強化</li> </ul>
	若年性認知症を含む 認知症施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症の普及啓発と本人発信支援</li> <li>●相談・支援体制の充実</li> <li>●認知症の方と家族介護者の支援の充実</li> <li>●認知症の見守り支援の実施</li> </ul>
	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度・権利擁護事業の利用促進</li> <li>●高齢者虐待防止、詐欺被害防止の推進</li> </ul>
	住み慣れた地域で 暮らし続けるための サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の住まいの確保</li> <li>●高齢者等緊急通報サービスの実施</li> <li>●救急医療情報キット（安心キット）の配付</li> </ul>
4 介護保険サービス 提供体制の整備	持続可能な提供体制 の確保と制度運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス基盤の整備</li> <li>●介護人材の確保や業務の効率化等に向けた支援</li> <li>●適切な介護サービスの利用促進（適正化計画）</li> <li>●災害や感染症対策等に係る関係機関の体制整備</li> </ul>